

# 東京都立練馬特別支援学校管理運営規程

23練特第3号

平成24年 4月 1日決定

校長決定

## 第1 目的

この規程は、法令及び東京都教育委員会規則等の定めるところに従い、東京都立練馬特別支援学校(以下「本校」という)の管理運営に関し、必要な基本的事項を定め、円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

## 第2 事案決定

本校における事案決定は、東京都立学校事案決定規程等に基づき、原則として文書により行う。

## 第3 校長

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

## 第4 副校長

- 1 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、及び校務を整理する。
- 2 副校長は、校長の命を受け、所属職員(経営企画室の所属職員を除く)を監督し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。

## 第5 主幹教諭

- 1 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童・生徒の教育をつかさどる。
- 2 主幹教諭は、担当する校務について、所属職員(経営企画室の所属職員を除く)を指導、監督する。

## 第6 指導教諭

指導教諭は、生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

## 第7 主任教諭

主任教諭は、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭の職として、以下の役割を担う。

- 1 校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割
- 2 指導・監督層である主幹教諭の補佐
- 3 同僚や若手教員への助言・支援などの指導的役割

## 第8 経営企画室長

経営企画室長は、校長の命を受け、経営企画室の事務を司り、経営企画室の所属職員を指揮監督する。

## 第9 経営企画室組織

経営企画室の事務は、経営・庶務・経理及び施設その他の事務とする。

## 第10 校務分掌組織

校務に関する分掌組織は、次のとおりとする。(ただし、特別の事情がある時は、その一部を置かないことができる。)

- 1 部  
教務部、全校行事部、教育支援部、コーディネーター、生活指導部、保健給食部、進路指導部、情報教育部、研究部を置く。校長が必要と認めた時は、各分掌に、主任・副主任を置くことができる。
- 2 学部・学科・学年  
学部として、高等部を置く。学科として、普通科、職能開発科を置く。学部には、校長が必要と認めた時は、主任・副主任を置くことができる。  
高等部第1学年、第2学年及び第3学年を置く。
- 3 教科等  
(1) 普通科

国語、数学、国語・数学、音楽、美術、保健体育、職業、家庭、総合的な探究の時間、ホームルーム、自立活動、日常生活の指導、生活単元学習、作業学習を置く。

(2) 職能開発科

国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業、家庭、外国語（英語）、情報、家政、流通・サービス、総合的な探究の時間、ホームルーム、キャリアガイダンスを置く。

4 委員会

【内部委員会】

防災安全委員会、学校給食運営委員会、業者選定委員会、ホームページ管理・運営委員会、教育課程検討委員会、省エネ委員会、部活動委員会、食物アレルギー・形態食対応委員会、教科書選定委員会、校内支援委員会、図書委員会

【外部委員会】

防災教育推進委員会、学校保健委員会、医療的ケア安全委員会、学校開放事業運営委員会、学校いじめ対策委員会（学校サポートチーム）、安全衛生委員会を置く。

5 学校運営連絡協議会

学校運営連絡協議会を置く。

6 部活動の指導

教育活動の一環として部活動を設置し、部活動委員会を中心に適切に運営する。部活動に関する事項については、生活指導部の所掌とし、各部活動に指導を分掌する職員及び指導を委嘱されたものが行う。

7 情報セキュリティ及び個人情報保護

情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事項については、教務部及び情報教育部の所掌とする。

8 その他

校長が必要と認めた時は、その他の分掌組織を置くことができる。

第11 企画調整会議

1 目的

企画調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校経営方針に基づき、学校全体の業務に関する企画・立案及び連絡調整、各分掌組織間の連絡調整、職員連絡会における議題の整理、その他校長が必要と認める事項を行い、円滑かつ効果的な学校運営を推進する。

2 構成員

校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、指導教諭、保健給食部主任、職能開発科主任、普通科各学年主任とする。なお必要に応じて関係者から意見を聞くことができる。

3 開催

定例会は、週1回開催する。

4 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

5 その他

必要な事項は、校長が決定する。

第12 予算調整会議

1 目的

予算調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校経営方針に基づき、校内予算の企画立案及び連絡調整、その他校長が必要と認める事項を行い、効果的かつ効率的な予算執行を推進する。

第13 学部運営会議

1 目的

学部運営会議は、校長の補助機関として、校長の学校経営方針に基づき、学部及び部の円滑な運営に関する連絡調整及び校長が必要と認める事項を行う。

2 構成員

副校長、主幹教諭、学年主任、養護教諭、コーディネーター

3 開催

定例会は、原則として週1回とし、必要に応じて開催する。

4 招集

学部主任が招集し、その運営を管理する。

5 その他

必要な事項は、校長が定める。

第14 職員連絡会

1 目的

職員連絡会は、校長の補助機関として、次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。

- (1) 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。
- (2) 校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員等の意見を聞くこと。
- (3) 校長が所属職員等相互の連絡を図ること。

2 構成員

常勤の教職員。ただし、校長が認めた場合は他の職員も参加できる。

3 学校運営連絡協議会協議委員の参加

校長が必要と認めたときは、職員連絡会に学校運営連絡協議会協議委員を参加させることができる。

4 開催

定例会は、原則として月一回開催する。

5 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

6 司会

校長が選任する。

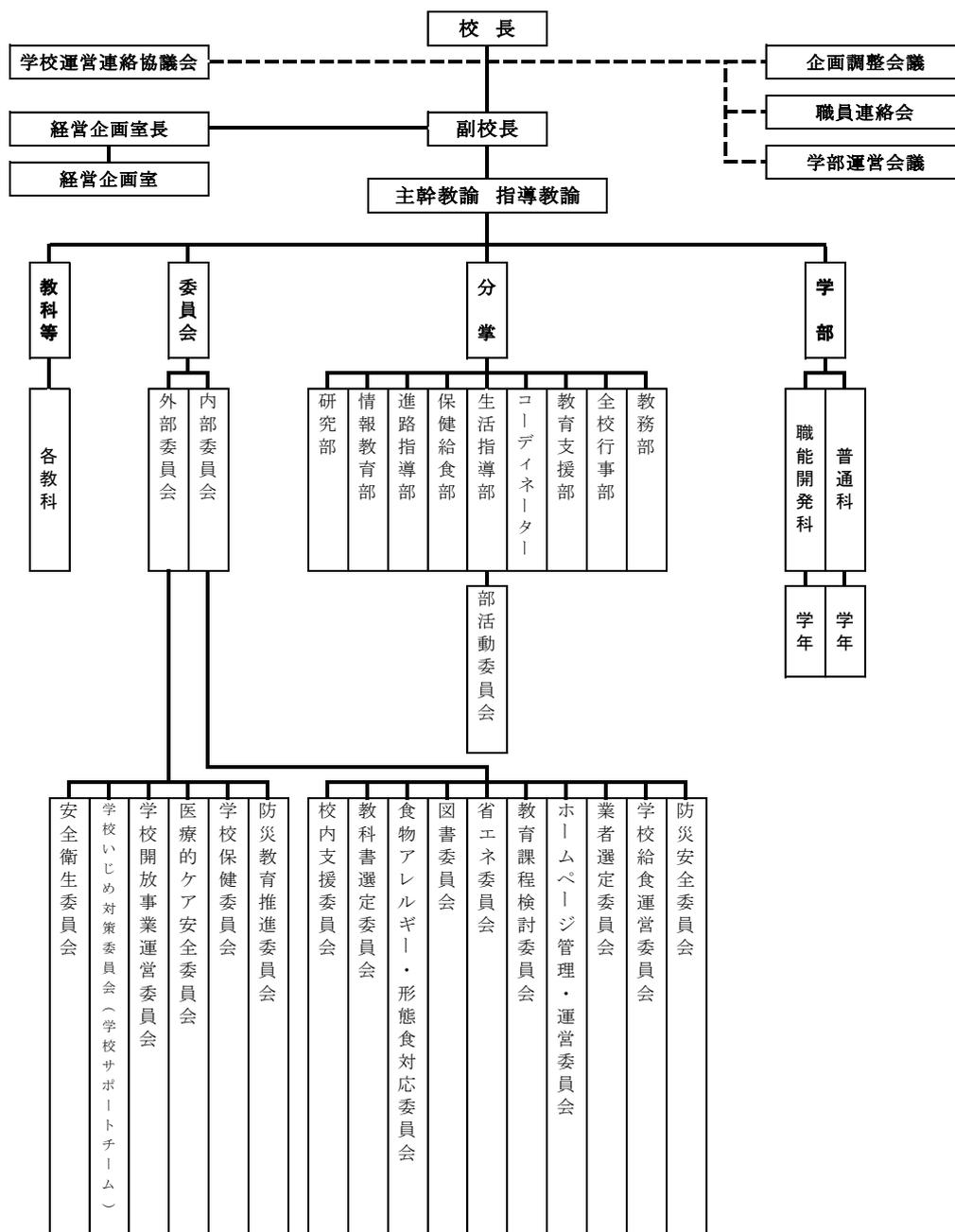
7 記録

校長が記録者を選任する。記録者は、連絡会の要旨を会議録として取りまとめ、連絡会終了後、直ちに会議録を校長に提出し、連絡会の要旨が正確に記載されているかの確認を受けなければならない。

8 運営

- (1) 報告、意見聴取及び連絡に関する事項は、事前に企画調整会議を経る。
- (2) 校長の意思決定に資するため、職員連絡会において、必要に応じて構成員の意見を聞くことはあるが、校長の意思決定を拘束するものではない。

第15分掌組織図は、次のとおりとする。



#### 第16人事

分掌組織を構成する人事については、東京都教育委員会の権限に属するものの他は、校長が定める。

#### 第17予算

校内予算の編成等については、「東京都立学校の予算編成等に係る規程」に基づき、適正かつ効率的な運営を図る。

#### 第18校内規程

校長は、この規程に基づき、その他の校内規程を定める。

#### 第19情報開示

この規程及びその他の校内規程については、保護者及び都民等の閲覧に供することができるように整備する。

附則

この規程は、平成24年4月1日に施行する。

附則

この規程は、平成25年4月1日に施行する。

附則

この規程は、平成26年4月1日に施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日に施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日に施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日に施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日に施行する。

附則

この規程は、平成31年4月1日に施行する。

附則

この規程は、令和2年4月1日に施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日に施行する。

附則

この規程は、令和4年4月1日に施行する。

附則

この規程は、令和5年4月1日に施行する。

附則

この規程は、令和6年4月1日に施行する。